

子育てしやすい職場づくり奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子育てしやすい職場づくり促進事業補助金交付要綱に基づく、子育てしやすい職場づくり奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 常時雇用する労働者

2か月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいう。このうち、「2か月を超えて使用される者」とは、実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

(2) 時間単位の年次有給休暇制度

労働基準法第39条に基づく年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることができる制度のことをいう。

(3) 育児短時間勤務制度

育児・介護休業法第23条に規定する育児のための所定労働時間短縮の措置のことをいい、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が対象となる制度であることとする。

(4) フレックスタイム制度

育児短時間勤務制度を講ずることが難しい場合の代替制度とする。一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のことをいう。

(5) 始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

育児短時間勤務制度を講ずることが難しい場合の代替制度とする。実労働時間を変えずに、所定の始業時間と終業時間を早くしたり遅くしたりする制度のことをいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業主に支給することとする。

(1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること。

(2) 別表に掲げる資本金の額若しくは出資の総額又は常時雇用する労働者の数のいずれかの基準に該当すること。資本金を持たない事業主については別表2の基準に該当すること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税について、未納の徴収金がないこと。

(5) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。

(6) 破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(7) 労働関係法令に関する重大な違反がないこと。

(8) 奨励金事業について県が行う広報・啓発活動に協力できること。

(9) 奨励金の使途調査等に協力できること。

(適用単位)

第4条 適用単位は常時雇用する労働者数が50人未満の島根県内にある事業所とする。

(支給要件)

第5条 本事業の対象制度と支給要件は下表のとおりとする。

対象制度	奨励金の支給要件
時間単位の年次有給休暇制度	次の全ての要件に該当すること。 ① 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、就業規則に規定 ^{*1} していること（施行日が令和2年4月1日以降であること）。 ② 18歳到達年度の末日（3月31日）までの子を養育する労働者（男性・女性を問わない）が、当制度を年度内合計8時間/人以上利用。
育児短時間勤務制度 ※育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合、あるいは労働者の利用が困難な場合は「フレックスタイム制度」または「始業終業時刻の繰上げ繰下げ」に読み替える。	次の全ての要件に該当すること ① 育児短時間勤務制度を新たに導入 ^{*2} し、就業規則に規定 ^{*1} していること（施行日が令和2年4月1日以降であること）。 ② 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が対象となる制度であること。 ③ 3歳以上、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（男性・女性を問わない）が、当制度を年度内合計20日間/人以上利用。

※1：対象労働者が制度を利用開始する前に規定していることが必要。

※2：申請日において施行されている育児・介護休業法の水準を満たす制度であることが必要。

(支給額)

第6条 支給する奨励金の額は、各対象制度につき10万円とする。ただし、令和3年3月31日までに対象制度を就業規則に規定し、令和4年3月31日までに申請があったものについては、各対象制度につき20万円とする。

2 奨励金の支給は、各区分につき1事業所1回限りとする。一度受給した事業所は、当該区分について再度の支給対象とはならない。

(支給申請期間)

第7条 奨励金の申請は、対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第8条 奨励金の申請を行う事業主は、次の各号に掲げる書類を本社のある地域の商工会、商工会議所に以下の書類を提出する。

申請書類 (共通)		
1	奨励金申請書 (様式第1号)	
2	誓約書 (様式第1号別紙)	
3	振込口座の通帳 (写)	金融機関及び支店名、口座名義 (カナ)、口座番号のわかる箇所。口座名義が申請者と同一でない場合は、委任状。
提出書類 (共通)		
4	対象労働者の制度利用申出に係る子がいることを確認できる書類及び子の誕生日が確認できる書類 (写)	例: 出産証明、母子健康手帳の子の出生を証明する部分 (出生届出受付のページ)、健康保険証等。
5	令和2年4月1日以降、新たに制度を導入または変更したことが分かる書類 (写)	就業規則の該当部分及び労働基準監督署の受付印がある部分。就業規則の他に、関係するその他の規程がある場合は当該部分等。 なお、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合は、就業規則の労働基準監督署の受付印がある部分について、申立書 (様式第5号) に替えることができる
制度の利用実績を証明する書類		
6	時間単位の年次有給休暇制度の利用実績が分かる書類 (写)	例: 出勤簿、休暇欠勤簿等。
7	育児短時間勤務制度の利用実績がわかる書類 (写) ※育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合は「フレックスタイム制度」または「始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度」に読み替える。	例: 当該制度利用の申出に係る書類等、出勤簿、休暇欠勤簿等。
8	その他	島根県商工会連合会会長及び松江商工会議所会頭、または島根県が必要と認める書類

(支給の決定等)

第9条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金支給申請について、本要領に基づき審査し、奨励金の支給又は不支給を決定するものとする。

2 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、前項により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、子育てしやすい職場づくり奨励金支給 (不支給) 決定通知書 (支給の場合にあっては様式第2号、不支給の場合にあっては様式第3号) により、当該申請

を受け付けた日から 30 日以内に通知するものとする。

- 3 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第 10 条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定取消・返還通知書(様式第 4 号)により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(事業執行)

第 11 条 松江商工会議所は、県内の他の商工会議所をとりまとめて、事業を執行する。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、奨励金の支給について必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 7 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

主たる事業	資本金又は 出資の総額	常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

別表 2 資本金を持たない事業主

常時雇用する 労働者の数
300 人以下

- ※ 1 資本金を持たない事業主は法人全体で常時雇用する労働者の数で判断する。(別表 2) (個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人等)
- ※ 2 「主たる事業」の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 402 号）の業種区分による。